

# 北本市議会 議会報告会（第 39 回） 次第

令和6年1月27日（土）  
午後2時から 学習センター  
【司会進行】 広報広聴副委員長

- 1 開会 広報広聴委員長
- 2 あいさつ 議長
- 3 議会報告会の進め方について
- 4 【第 1 部】 定例会の報告
  - (1) 令和 5 年第 4 回定例会の報告
    - ア 先議議案等の審議概要 議会運営正副委員長
    - イ 委員会付託議案の審議概要
      - ▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長
      - ▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長
      - ▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長
      - ▷ 健康福祉常任委員会の審議概要 健康福祉常任正副委員長
    - ウ 議員提出議案の審議概要 議会運営正副委員長
  - (2) その他
  - (3) 質疑応答
- 5 【第 2 部】 意見交換会
- 6 閉会



## 議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
7 1	北本市行政組織条例の一部 改正について (政策推進部政策推進課)	1 趣旨 市長の権限に属する事務を分掌 する行政組織を見直すもの 2 内容 (1) 部の名称の変更 (第1条) (2) 事務分掌の変更 (第2条) 3 施行期日 令和6年4月1日
7 2	北本市重度心身障害者医療 費支給条例の一部改正につ いて (福祉部障がい福祉課)	1 趣旨 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律の 一部改正を踏まえ、居住地特例の 対象者を追加するとともに規定の 整備をするもの 2 内容 (1) 居住地特例の対象者の追加 (第3条) (2) 規定の整備 (第3条) 3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第1項) 公布の日 (2) 経過措置 (附則第2項)
7 3	北本市国民健康保険税条例 の一部改正について (健康推進部保険年金課)	1 趣旨 地方税法施行令等の一部改正を 踏まえ、国民健康保険税の課税額 の限度を改定するとともに規定を 整備し、及び出産被保険者の産前 産後期間に係る国民健康保険税の 免除について必要な事項を定める もの 2 内容 (1) 課税額の限度の改定 (第2 条) (2) 産前産後期間に係る免除の額 等を規定 (第22条・第23条)

		<p>の3)</p> <p>(3) 規定の整備 (第22条)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 (附則第1項) 令和6年1月1日ほか</p> <p>(2) 経過措置 (附則第2項・附則第3項)</p>
74	北本市公共下水道使用料条例の一部改正について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨 下水道事業の経営基盤の強化と持続可能な事業運営のため、下水道使用料を改定するもの</p> <p>2 内容 下水道使用料の改定 (第3条)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 (附則第1項) 令和6年6月1日</p> <p>(2) 経過措置 (附則第2項)</p>
75	北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正について (教育部生涯学習課)	<p>1 趣旨 オートキャンプ場の利用に係る規定を追加するとともに、テントサイトの利用料金の上限額を改定するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) テントサイトの利用料金の上限額の改定 (別表第1)</p> <p>(2) オートキャンプ場の利用に係る規定の追加 (別表第1)</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 (附則第1項) 令和6年1月1日</p> <p>(2) 経過措置 (附則第2項)</p>
76	公の施設の指定管理者の指定について (福祉部障がい福祉課)	<p>1 公の施設の名称 北本市立あすなろ学園</p> <p>2 指定管理者として指定するもの 埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 黛昭則</p> <p>3 指定の期間</p>

		令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
77	令和5年度北本市一般会計 補正予算（第6号） （政策推進部市長公室）	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 251億8,728万円</p> <p>(2) 補正後の額 255億1,728万円 歳入歳出それぞれ3億3,000万円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、ふるさと納税による寄附金の増加に伴い当該ふるさと納税に対する返礼品等に要する経費を増額し、歳入については、寄附金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
78	令和5年度北本市一般会計 補正予算（第7号） （各部課）	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 251億8,728万円</p> <p>(2) 補正後の額 254億1,023万5千円 歳入歳出それぞれ2億2,295万5千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、新たな事務事業費の計上及び各事務事業費の見込額による所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
79	令和5年度北本市国民健康 保険特別会計補正予算（第2号） （健康推進部保険年金課）	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 63億9,726万4千円</p> <p>(2) 補正後の額 63億9,751万3千円 歳入歳出それぞれ24万9千円を追加</p>

		<p>2 内容</p> <p>歳出については、国民健康保険財政調整基金積立金を増額し、歳入については、産前産後保険税繰入金を計上し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
80	<p>令和5年度北本市介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>（健康推進部高齢介護課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 60億6,569万4千円</p> <p>(2) 補正後の額 60億8,044万3千円 歳入歳出それぞれ1,474万9千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する経費を計上するとともに、各事務事業費の見込額による所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、保険給付費支払基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>

議案の概要（追加分）

議案 番号	件 名	要 旨
8 1	北本市職員の給与に関する 条例及び北本市一般職の任 期付職員の採用等に関する 条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 趣旨 人事院勧告を踏まえ、給料表並 びに期末手当及び勤勉手当を改定 するとともに、規定の整備をする もの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 北本市職員の給与に関する条 例の一部改正（第1条関係） ア 期末手当の改定（第17条 の2） イ 勤勉手当の改定（第17条 の5） ウ 給料表の改定（別表第1）</p> <p>(2) 北本市職員の給与に関する条 例の一部改正（第2条関係） ア 期末手当の改定（第17条 の2） イ 勤勉手当の改定（第17条 の5） ウ 定年前再任用短時間勤務職 員に係る給料表の見直し（別 表第1） エ 規定の整備（第16条）</p> <p>(3) 北本市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部改正 （第3条関係） ア 給料表の改定（第7条） イ 期末手当の改定（第10条）</p> <p>(4) 北本市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の一部改正 （第4条関係） 期末手当の改定（第10条）</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日（附則第1項） 公布の日ほか</p>

		(2) 経過措置等（附則第2項～附則第4項）
8 2	市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について  (総務部総務課)	1 趣旨 市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するもの 2 内容 (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係・第2条関係） 期末手当の改定（第5条） (2) 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条関係・第4条関係） 期末手当の改定（第5条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 公布の日ほか (2) 経過措置等（附則第2項・附則第3項）
8 3	北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について  (総務部総務課)	1 趣旨 会計年度任用職員の期末手当を改定するとともに、勤勉手当を支給することとするもの 2 内容 (1) 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第1条関係） ア 期末手当の改定（第2条） イ 報酬等の支給方法の変更（第7条） (2) 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第2条関係） ア 勤勉手当の追加（第2条ほか） イ 期末手当の改定（第2条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項）



		<p>公布の日ほか</p> <p>(2) 経過措置等（附則第2項～附則第5項）</p>
84	<p>北本市手数料条例の一部改正について</p> <p>（市民経済部市民課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>戸籍法の一部改正に伴い、手数料の追加等をするもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 戸籍証明書等の広域交付による交付に係る手数料の追加（第2条）</p> <p>(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料の新設（第2条）</p> <p>(3) 届書等情報内容証明書の交付等に係る手数料の追加（第2条）</p> <p>(4) 規定の整備（第2条ほか）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和6年3月1日</p>
85	<p>北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部改正について</p> <p>（健康推進部健康づくり課、教育部生涯学習課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>栄市民活動交流センターの設置に向けた全体スケジュールの見直しに伴い、本条例の施行期日を延期するとともに、関連施設に係る規定を整備するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 施行期日の延期（附則第1項）</p> <p>(2) 関連施設に係る規定の施行期日の延期等（附則第1項）</p> <p>(3) 北本市保健センター等設置及び管理条例の一部改正に係る規定の一部改正（附則第5項）</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>
86	<p>令和5年度北本市一般会計補正予算（第8号）</p> <p>（各部課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額</p> <p>255億1,728万円</p> <p>(2) 補正後の額</p>

		<p>262億1,157万7千円 歳入歳出それぞれ6億9,429万7千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正を行うとともに、市長等の期末手当及び職員の給与の改定並びに職員の人事異動に伴う所要額を補正し、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
87	<p>令和5年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）</p> <p>（総務部総務課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 6億8,386万2千円</p> <p>(2) 補正後の額 6億8,483万8千円 歳入歳出それぞれ97万6千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
88	<p>令和5年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>（総務部総務課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 63億9,726万4千円</p> <p>(2) 補正後の額 63億9,385万円 歳入歳出それぞれ341万4千円を減額</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行い、歳入について</p>

		は、一般会計繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
89	令和5年度北本市介護保険特別会計補正予算（第3号） (総務部総務課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 60億6,569万4千円</p> <p>(2) 補正後の額 60億7,080万2千円 歳入歳出それぞれ510万8千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行い、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
90	令和5年度北本市公共下水道事業会計補正予算（第1号） (総務部総務課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 支出の総額 17億8,915万7千円</p> <p>(2) 補正後の額 支出の総額 17億9,045万9千円 支出130万2千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>支出について、職員の給与の改定及び職員の人事異動に伴う所要額の補正を行った。</p>

令和5年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第6号
受 理 年 月 日	令和5年11月15日
件 名	「日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市下石戸下603-10 新日本婦人の会北本支部 支部長 福重洋子 北本市荒井1-27 北本9条の会 代表 長谷川 栄 外126名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工藤日出夫、毛呂一夫、桜井 卓、湯沢美恵、 中村洋子

【請願趣旨】

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122か国の賛成で採択され、2020年10月24日、発効に必要な50か国が批准を達成し、2021年1月22日に発効しました。その後も批准国は増えて2023年9月19日現在、69か国が批准しています。2022年オーストリア・ウィーンで開催された第1回締約国会議には、締約国の他にもNATO加盟国のドイツ、ノルウェー、オランダなどを含む34か国がオブザーバー参加しています。この会議で、「われわれは最後の国が条約に参加し、最後の核弾頭が解体・破壊され、地球上から核兵器が完全に廃絶されるまで、休むことはないだろう」との決意を示したウィーン宣言を採択しています。そして、2023年11月27日から12月1日、アメリカ・ニューヨークで第2回締約国会議が開催されます。

長期化するウクライナ侵攻の中で、ロシアは核兵器使用の威嚇を続けており、核戦争の危機が高まっています。広島市長、長崎市長は核抑止への依存から脱却しないと平和な世界は実現しないと今年の平和宣言で述べています。被爆後78年経っても、心と体に癒えることのない傷を抱えながら、自らの体験を語り「人類と核兵器は共存できない」と訴えてきた広島、長崎の被爆者とともに「核兵器のない世界」をめざしてきた日本と世界の市民社会、国連や各国政府の共同の力で、核兵器禁止条約を全世界のものにすることで、人類は生存できると思います。

日本政府は、核保有国と非核保有国の橋渡しをしていますが、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加させず、核不拡散条約再検討会議（2022年8月1日）でも、核廃絶に言及しておらず、国際的にも厳しく批判されています。世論調査（中日新聞2022年7月31日）では61%の国民が

日本は核兵器禁止条約に参加すべきだとしています。国際社会や国民の声に応え、日本政府は、まず締約国会議にオブザーバー参加して、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすべきです。そして、核兵器禁止条約に署名・批准すべきです。

非核平和宣言都市である北本市議会として、衆参両院議長及び内閣総理大臣に「日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」を提出していただくようお願いいたします。

**【請願事項】**

- 1 「日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」を国会に提出してください。

議提第9号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年12月15日 提出

提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	大 嶋 達 巳
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	保 角 美 代
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>



議提第10号

ガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力を求める意見書

会議規則第14条の規定により、ガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月15日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

## ガザ攻撃中止と即時停戦に向けた外交努力を求める意見書

パレスチナ自治区ガザのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が激化し、イスラエルの大規模攻撃により、ガザ地区の人道状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な状況に直面している。

国連総会は10月27日、パレスチナ自治区ガザの情勢に関して、「敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦を求める」決議案を121か国の賛成で採択した。同決議には、国際人道法に基づくすべての民間人の保護、ガザ北部から南部への市民の退避命令の撤回、人質の即時解放などが盛り込まれ、一時休戦が履行されたが、再び攻撃が始まっている。

日本政府は、この「人道的休戦」を求めた決議に対し、ハマスへの非難が明示されていないという理由で棄権した。決議は一方にだけ自制を求めるものではなく、すべての当事者イスラエル、ハマスの両方に国際法順守と最大限の自制を求めるものになっており、日本政府がこの決議に棄権したことは極めて遺憾である。

今こそすべての当事者、関係各国、国際機関が、外交努力を行い、世界の市民が即時停戦の国際世論を高めるために行動することが強く求められている。

よって、政府においては、ガザ地区の危機的現実を直視し、イスラエルとハマスとの戦闘の中止を求めること、即時停戦、休戦を働きかける外交努力を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

議提第11号

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書

会議規則第14条の規定により、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月15日 提出

提出者	北本市議会議員	青野康子
賛成者	北本市議会議員	永井司
賛成者	北本市議会議員	高橋誠
賛成者	北本市議会議員	岡村有正
賛成者	北本市議会議員	現王園孝昭

北本市議会議長 滝瀬光一様

## パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる
- ・WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

しかし日本では、これらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知されているとはいえない状況にある。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、国民に分かりやすく周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣

議提第12号

核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書

会議規則第14条の規定により、核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月15日 提出

提出者	北本市議会議員	桜井	卓
賛成者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

## 核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書

日本は「二度と戦争の惨禍を繰り返さない」ことを誓った日本国憲法のもと、平和な社会を維持してきました。そして、唯一の戦争被爆国の国民として、被爆者の方々を中心に「核兵器のない世界」の実現のために平和運動を続けてきました。そして、2017年7月7日、国連において122か国の賛成によって「核兵器禁止条約」が採択され、2021年1月22日に発効しました。現在93か国が署名し、69か国が批准しています。

この条約は、核兵器の使用はもちろん、製造も貯蔵も移動も禁止しています。また、核兵器の使用による威嚇も禁止しています。この条約は、紛争を戦争にせず、平和的に解決することを求める、多くの人々の願いが実ったもので、人類の歴史を、戦争のない世界へと導く力を持つ画期的なものです。核兵器は、それが使われれば、人類の生存をも脅かしかねません。国際社会は、生物兵器・化学兵器について、使用・開発・生産・保有を条約、議定書などで禁じてきました。核兵器を違法とする国際条約ができたことにより、自国の「安全保障」を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなります。核の傘による安全保障を容認することは、核兵器の保有を容認することであり、このままでは核兵器を廃絶させることはできません。

よって、唯一の戦争被爆国である日本の政府が、国際社会において先頭に立って核兵器の廃絶を進めるために、核兵器禁止条約に署名・批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

# 北本市公共下水道使用料条例の一部改正について【補足資料】

## 1 改正の趣旨及び経緯

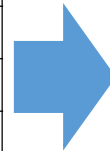
下水道使用料の改定については、令和元年10月に下水道事業審議会に諮問し、令和2年2月18日に答申をいただいた。

その後、令和2年3月議会の全員協議会において下水道使用料改定について説明し、令和2年6月議会に下水道使用料改定の条例案を提出する予定であったが、直後に新型コロナウイルス感染症が急拡大したことから、下水道使用料の改定時期については沈静化するまで延期することとした。

令和5年度に入り、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、令和5年12月議会においてあらためて下水道使用料改定の条例案を提出するものである。

## 2 改正内容 北本市公共下水道使用料条例第3条

【現行】使用料算定基準(1月につき)			
基本料金		超過料金	
汚水排除量	金額	汚水排除量	金額 (1㎡につき)
8㎡まで	600円	8㎡を超え20㎡まで	100円
		20㎡を超え30㎡まで	105円
		30㎡を超え40㎡まで	110円
		40㎡を超え50㎡まで	115円
		50㎡を超え100㎡まで	125円
		100㎡を超え500㎡まで	135円
		500㎡を超えるもの	145円



【改正後】使用料算定基準(1月につき)			
基本料金		超過料金	
汚水排除量	金額	汚水排除量	金額 (1㎡につき)
8㎡まで	700円	8㎡を超え20㎡まで	115円
		20㎡を超え30㎡まで	120円
		30㎡を超え40㎡まで	125円
		40㎡を超え50㎡まで	130円
		50㎡を超え100㎡まで	140円
		100㎡を超え500㎡まで	150円
		500㎡を超えるもの	160円

## 3 近隣自治体の下水道使用料比較

一般的な家庭における下水道使用料(2ヶ月40㎡ 税込)				
北本市 (改正案)	熊谷市	桶川市 (R6.4.1~)	行田市	鴻巣市
4,576円	5,170円	5,456円	4,070円	4,620円

## 4 施行日

令和6年6月1日